

社会福祉法人宝山寺福祉事業団行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の導入、または育児休業の取得がしやすくなるような就業規則等の改善を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 職員のニーズ把握、検討開始。本部会議・施設長会議において制度設計を行う。
- 令和4年度～ 制度の導入、就業規則等の改正。施設長会議及び施設内研修を通じて職員へ周知を図る。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を7%以上にする

<対策>

- 令和3年4月～ 男性職員も育児休業が取得できることを毎週開かれる施設長会議(月曜会)において周知し、合わせて各施設職員に対しても周知を徹底し、取得しやすい環境づくりの促進を図る。
- 令和3年4月～ 育児休業期間中の業務を円滑に処理することができるよう、代替職員の確保を積極的に行う。
- 令和4年4月～ 1年間の育児休業取得状況を施設長会議(月曜会)において報告し、目標達成状況を確認する。

策定日：令和3年3月15日